

改正

平成27年3月31日告示第64号
平成28年3月31日告示第72号
平成29年3月29日告示第51号
平成30年3月30日告示第53号
令和2年3月19日告示第47号
令和2年4月23日告示第98号
令和3年3月26日告示第55号
令和4年3月25日告示第57号
令和5年3月24日告示第38号
令和6年3月25日告示第32号

浜田市萩・石見空港利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、萩・石見空港と羽田空港との間を運航する定期便（以下「定期便」という。）を利用する者に対して、その航空運賃等の一部を補助することにより、定期便の利用の促進を図り、もってその運航の継続に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、定期便（平成26年10月1日から令和7年3月31日までの間に萩・石見空港又は羽田空港を出発し、又は到着するものに限る。以下同じ。）を利用する（定期便の座席を確保したにもかかわらず、当該定期便の欠航により利用することができない場合を含む。以下同じ。）ものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市外に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校（同法第97条の大学院及び同法第108条第3項の短期大学を含む。）又は同法第124条の専修学校（以下「学校等」という。）に在学する者（その者の生計を維持する者が市内に住所を有する場合に限る。）
 - (3) 市外に住所を有する者のうち、市内へのU・Iターンを目的として住居若しくは仕事を探す活動を行うもの又は浜田応援団設置要綱（令和2年浜田市規程）に基づき浜田応援団員に登録されているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな
- (1) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。）で、公務により利用するもの
 - (2) 満3歳未満の者で、個別に座席を確保しないもの
 - (3) 市内に存する学校教育法第1条の小学校、中学校又は高等学校（特別支援学校を含む。）に在学する児童又は生徒で、修学旅行又は研修旅行（教育課程に基づく教育活動として行われるものに限り、部活動等として行われるものを除く。）で利用するもの

の

(補助金額等)

第3条 補助金の額は、補助対象者1人当たり片道1回につき、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(1) 定期便に搭乗した日において、前条第1項第3号に該当する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 定期便に搭乗した日から起算して30日以内に市外から市内に住所を変更した者
5,000円

イ アに掲げる者以外の者 1,000円

(2) 定期便に搭乗した日において、市内に住所を有する者であつて、同一の定期便に3人以上で搭乗したもの又は市内に存する学校等（幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を除く。）に在学するもの 2,500円

(3) 前2号に掲げる者以外の者 1,500円

2 前項の補助金は、同項第1号イに該当する者を除き浜田市共通商品券（浜田商工会議所が発行する浜田市共通商品券をいう。以下同じ。）により交付する。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、萩・石見空港利用促進補助金交付申請書兼請求書（市内在住者・市外在住学生用）（様式第1号）又は萩・石見空港利用促進補助金交付申請書兼請求書（移住検討者・浜田応援団用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、定期便に搭乗した日の属する年度の翌年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 搭乗証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該補助金が定期便の欠航に係るものであるときは、同項第1号に掲げる書類に代えて次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 欠航した定期便の座席を確保していたことが確認できる書類

(2) 定期便が欠航したことに伴い利用した公共交通機関が確認できる書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付を決定したときは、第3条第1項第1号イの区分に該当する者にあつては当該申請者が指定する口座への振替をもって、同号イの区分以外の区分に該当する者にあつては当該申請者への浜田市共通商品券の交付をもって、当該通知をしたものとみなす。

2 前項に規定する浜田市共通商品券の交付を受けた者は、萩・石見空港利用促進補助金受領書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年4月30日限り、その効力を失う。

改正注記

(令和元年度における定期便の利用に係る交付申請等の特例)

3 令和元年度における定期便の利用に係る交付申請等については、第4条第1項各号列記以外の部分中「定期便に搭乗した日の属する年度の翌年度の4月30日」とあるのは、「令和3年3月31日」と読み替えて同項の規定を適用する。

改正注記条沿革

附 則 (平成27年3月31日告示第64号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市萩・石見空港利用促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に復路として萩・石見空港に到着する定期便を往復して利用する者に係る補助金について適用し、同日前に復路として萩・石見空港に到着する定期便を往復して利用する者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日告示第72号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市萩・石見空港利用促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に萩・石見空港又は羽田空港を出発する定期便を利用する者に係る補助金について適用し、同日前に萩・石見空港又は羽田空港を出発する定期便を利用する者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月29日告示第51号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市萩・石見空港利用促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に萩・石見空港又は羽田空港を出発する定期便を利用する(定期便の座席を確保したにもかかわらず、当該定期便の欠航により利用することができない場合を含む。以下同じ。)者に係る補助金について適用し、同日前に萩・石見空港又は羽田空港を出発する定期便を利用する者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日告示第53号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市萩・石見空港利用促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に萩・石見空港又は羽田空港を出発する定期便の利用に係る補助金

について適用し、同日前に萩・石見空港又は羽田空港を出発する定期便の利用に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月23日告示第98号）

この告示は、令和2年4月23日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第55号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第57号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の浜田市萩・石見空港利用促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に萩・石見空港又は羽田空港を出発する定期便の利用に係る補助金について適用し、同日前に萩・石見空港又は羽田空港を出発する定期便の利用に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日告示第38号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第32号）

この告示は、令和6年3月25日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）